

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

事業名 無形文化遺産保存修理事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

観光文化スポーツ部 文化伝承課 伝統文化係 電話番号：058-272-1111(内3147)

E-mail : c11148@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,800千円 (前年度予算額) 3,000千円

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	3,000	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,800	0	0	0	0	0	0	1,800
決定額	1,800	0	0	0	0	0	0	1,800

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

平成28年度にユネスコ無形文化遺産に登録された国指定重要無形民俗文化財（「高山祭の屋台行事」「古川祭の起し太鼓・屋台行事」「大垣祭の転行事」）の保存・伝承を図るために、国指定文化財保存事業のうち、無形民俗文化財の用具・施設の保存修理等に対する継ぎ足し補助を、「文化財保存事業費補助金」とは別枠で補助することで、無形民俗文化財としてのあるべき姿を後世に残すことを推し進める。

(2) 事業内容

- 無形文化遺産保存修理事業費補助金 1,800千円
 ユネスコ無形文化遺産となった高山祭・古川祭・大垣祭に対する国指定文化財保存事業について、当該市の補助する額の一部を補助
 ア 重要無形民俗文化財の施設の修理・防災事業
 イ 重要無形民俗文化財の用具の修理・新調事業
 ウ 重要無形民俗文化財の施設・用具の災害復旧事業

(3) 県負担・補助率の考え方

国の重要無形民俗文化財に指定されている高山祭・古川祭・大垣祭がユネスコ無形文化遺産となったことにより、その文化的・学術的な重要性がより一層高まる中、高額な施設・用具の保存修理等の費用に対する県の新たな補助枠は不可欠である。そのため、従来の「文化財保存事業費補助金」とは別に、事業主体の公・私を問わず補助する。市による事業の場合、県補助額は総事業費から国庫補助額を控除した額の1/2以内の額で、市補助額と同額以下とする。民間所有者（保持団体）による事業の場合、県補助額は総事業費から国庫補助額と所有者負担額を控除した額の1/2以内の額で、市補助額と同額以下とする。

(4) 類似事業の有無

文化財保存事業費補助金

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,800	施設の修理・防災、用具の修理・新調、施設・用具の災害復旧事業
合計	1,800	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 後年度の財政負担

文化財は時とともに劣化していく宿命にあるため、保存・修理事業は絶え間なく続けなければならない。よって、本事業は今後も継続していく必要がある。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	無形文化遺産保存修理事業費補助金
補助事業者（団体）	市及び指定文化財所有者（保存） （理由）市や保存会が山・鉢・屋台を保存継承していくため、県の補助によって、保存継承を確立するため。
補助事業の概要	（目的）ユネスコ無形文化遺産の保存修理等の事業 （内容）国指定文化財保存事業への継ぎ足し補助
補助率・補助単価等	定率 （内容）総事業費から国庫補助金と民間所有者による事業の場合は所有者負担額を控除した額の1/2以内の額で、市補助額と同額以下 （理由）適切な継承のため、国及び県と市で全額補助または全額に近い額を補助することを前提としている。
補助効果	文化財所有者及び市の文化財保護に係る負担を軽減することにより、良好な保存と活用を実現する。
終期の設定	終期令和11年度 （理由）ユネスコ無形文化遺産を保存・伝承するための山・鉢・屋台の保存修理を進めていくため。

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

文化財の現状と修理の優先度の的確な把握や事業内容の精選に努め、地域はもとより県の大切な宝であるユネスコ無形文化遺産を守るため、より充実した文化財保存事業を推進する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H28年度末)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R11)	達成率
①国庫補助事業継ぎ足し補助執行額	0 円	2,979千 円	3,000千 円	1,800千 円		99.3%

補助金交付実績 (単位：千円)	R4年度	R5年度	R6年度
	3,000千円	2,996千円	2,979千円

(これまでの取組内容と成果)

令和5年度	国の指導を受けながら市や保存会とともに現地で屋台等の修理内容を検討し、保存・修理事業を適切に実施することができた。
	指標① 目標：3,000千円 実績： 2,996千円 達成率： 99.8 %
令和6年度	国の指導を受けながら市や保存会とともに現地で屋台等の修理内容を検討し、保存・修理事業を適切に実施することができた。
	指標① 目標：3,000千円 実績： 2,979千円 達成率： 99.3 %
令和7年度	令和9年度当初予算にて追加
	指標① 目標： 実績： 達成率： %

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)	
3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	ユネスコ無形文化遺産の適切な保存・活用を図るため、無形文化遺産保存修理事業費補助金事業の必要性は高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）	
(評価) 2	無形文化遺産保存修理事業費補助金事業を実施することで、文化財の保存・修理等にかかる所有者等の負担を軽減できる。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	文化財所有者や市担当者と密に連携をとることにより、文化財の現状・修理の優先度を把握し、修理に向けた見通しをもち、より効率的な事業が行われている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
現在は、三つの祭すべてにおいて有識者等による修理委員会または同様の機能をもつ組織が設置され、修理方針等を検討した上で修理事業等を実施している。それぞれ保存修理の中長期計画を立案中であり、三つの祭すべてにおいて大規模な国庫補助事業が採択された場合は、文化財所有者及び市の文化財保護に係る負担が増加するため、本事業の事業費拡大や県負担・補助率の見直しの検討が必要となる。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
文化財は劣化していく宿命にあるため、保存・修理事業は絶え間なく続けなければならない。よって本事業は継続していく必要がある。